

名古屋市環境影響評価条例 関係図書作成等の手引

令和3年6月
名古屋市環境局

目次

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 制度 | 1 |
| 3 | 図書の構成 | 3 |
| 4 | 図書の提出 | 5 |
| 5 | 図書作成の共通の留意事項 | 7 |
| 6 | 図書別の留意事項 | 10 |

○ 略称

以下に示す条例名等については、略称を用いました。

| 条例名等 | 略称 |
|-------------------|------|
| 名古屋市環境影響評価条例 | 条例 |
| 環境影響評価技術指針 | 技術指針 |
| 名古屋市環境影響評価技術指針解説書 | 解説書 |
| 計画段階環境配慮書 | 配慮書 |
| 環境影響評価方法書 | 方法書 |
| 環境影響評価準備書 | 準備書 |
| 環境影響評価書 | 評価書 |
| 名古屋市環境影響評価審査会 | 審査会 |

1 はじめに

環境影響評価（環境アセスメント）制度では、事業者は、事業の実施による環境への影響について周辺住民の方に十分に理解していただけるよう、情報公開と市民参加の確保に努めることが特に重要です。そのため、事業者は、環境影響評価手続を通して周辺住民の方が事業の内容とその環境影響を適切に把握し、地域の環境に関する有用な情報を提供できるように、正確かつ分かりやすい図書を作成する必要があります。

本手引では、事業者が環境影響評価制度に係る図書を作成する際に、解説書と併せて参考にさせていただけるよう、制度の概要や図書に記載する内容についての留意事項等をまとめています。事業者は、読みやすさ、分かりやすさの観点から創意工夫をお願いします。

2 制度

(1) 作成する図書

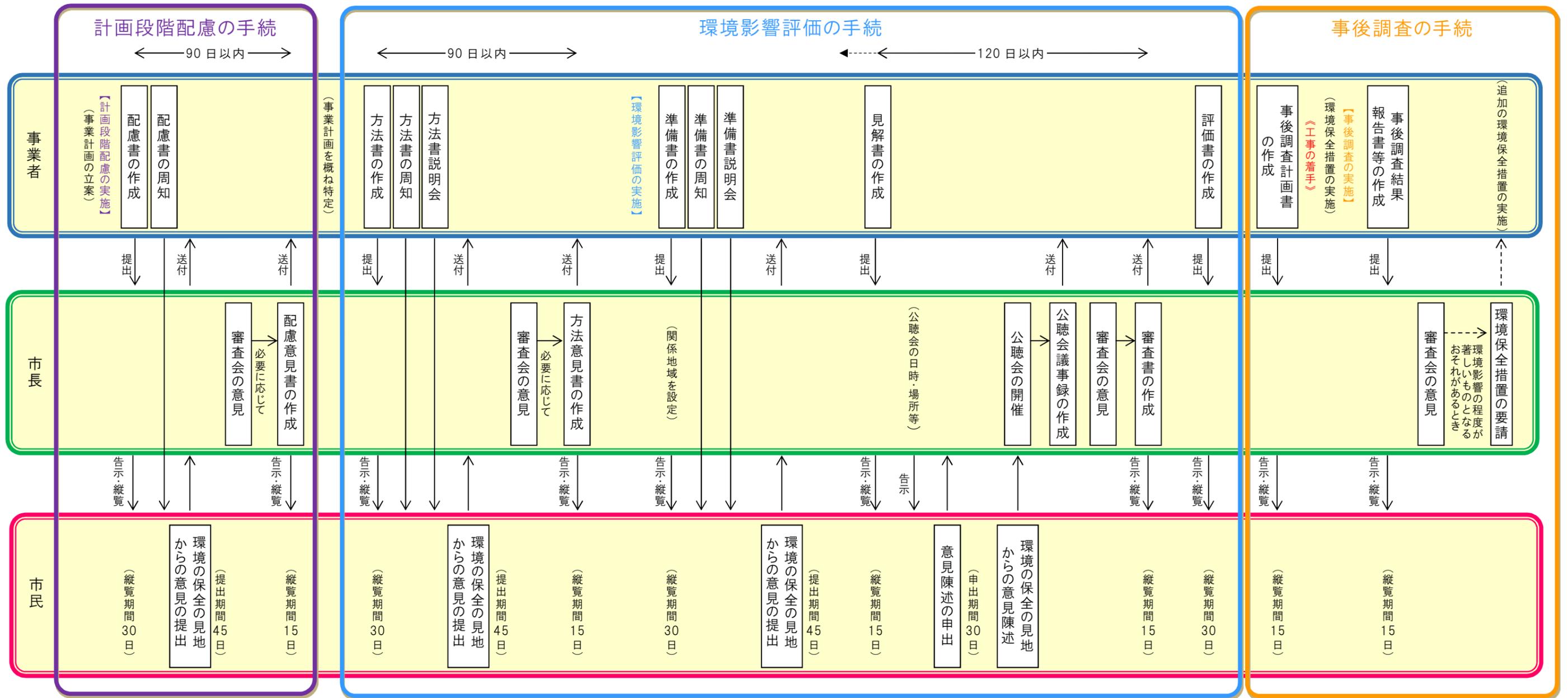
図書の種類・概要については以下のとおりです。

| 種 類 | 図 書 の 概 要 |
|-----------------------------|--|
| 配慮書 | 事業計画の立案段階において環境保全のために配慮すべき事項について検討を行った結果を記載したもの。 |
| 方法書 ^{※1} | 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を記載したもの。 |
| 準備書 ^{※1} | 方法書で示した手法に市民意見や市長意見を踏まえて検討を加えたうえで実施した、調査、予測及び評価等の結果を示し、環境保全に関する事業者の考え方を取りまとめたもの。 |
| 見解書 | 準備書についての市民意見に対する事業者の見解を記載したもの。 |
| 評価書 | 準備書についての市民意見や公聴会での意見、市長意見を踏まえ、準備書の内容を修正したもの。 |
| 事後調査 計画書 | 工事中及び供用開始後に実施する事後調査の項目、手法等を記載したもの。 |
| 事後調査 結果報告書 ^{※2} | 事後調査の結果及び実施した環境の保全のための措置等を記載したもの。 |

※1 要約書（図書の内容を要約した書類）を併せて作成する。

※2 工事が長期間にわたる場合、供用が段階的に開始される場合や供用開始後、定常状態に至るまでに長期間を要する場合については、事後調査の中間結果を記載した事後調査結果中間報告書を作成する。

(2) 手続の流れ



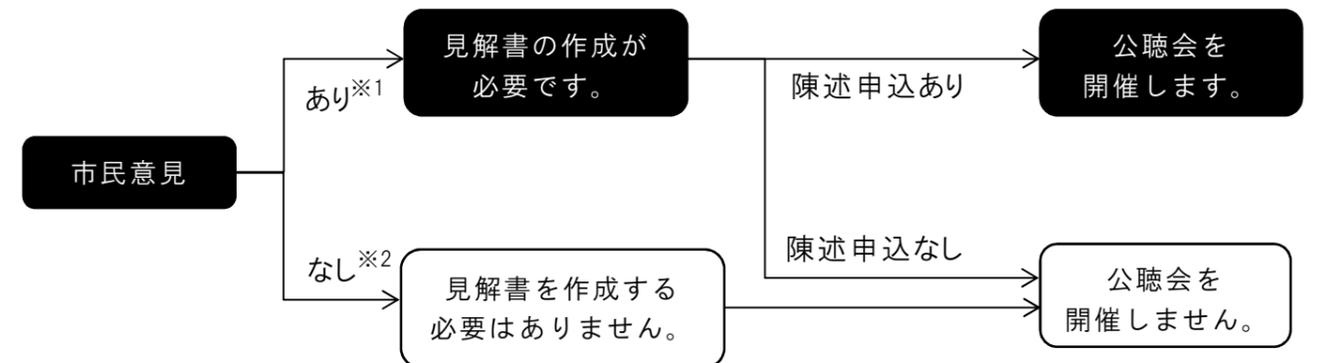
(3) 事業者が行う情報提供

各図書については、以下のように住民の方へ情報提供を行う必要があります。

| 図書 | 内容 |
|-----|--|
| 配慮書 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業者の事務所または事業者が利用できる施設において、<u>図書を閲覧に供する必要があります。</u> ◆いずれかの方法により周知するよう努めてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・説明会の開催 ・概要を記載した印刷物（あらまし）の配布 ・日刊新聞紙への掲載等 ・その他、適切な方法 |
| 方法書 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業者の事務所または事業者が利用できる施設において、<u>図書を閲覧に供する必要があります。</u> ◆いずれかの方法により周知しなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・概要を記載した印刷物（あらまし）の配布 ・日刊新聞紙への掲載等 ・その他、適切な方法 |
| 準備書 | <ul style="list-style-type: none"> ◆<u>説明会を開催する必要があります。</u> |

(4) 見解書の作成、公聴会の開催

準備書に対する市民意見と陳述申込の有無により手続等が異なります。



※1：審査期限は、見解書の告示日より 120 日

※2：審査期限は、市民意見提出期限の翌日より 120 日

3 図書の構成

(1) 計画段階配慮の段階

配慮書 →p.10

- 1 計画段階配慮に関する事項
 - (1) 事業者の氏名及び住所
 - (2) 対象事業の名称、目的及び内容
 - ① 対象事業の名称及び種類
 - ② 対象事業の目的、必要性、複数案の検討の経緯
 - ③ 対象事業の内容
 - ・ 対象事業の実施想定区域
 - ・ 事業計画の概要及び諸元
 - ・ 工事実施計画の概要
 - (3) 対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況
 - ① 自然的状況
 - ② 社会的状況
 - (4) 対象事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法
 - ① 環境に影響を及ぼす行為・要因の把握
 - ② 計画段階配慮事項の抽出
 - ・ 抽出した理由
 - ③ 調査、予測及び評価の手法
- 2 計画段階配慮
 - (1) 調査、予測及び評価の結果
 - ・ 調査
 - ・ 予測
 - ・ 評価
 - (2) 対象事業に係る計画段階配慮の総合的な評価
 - (3) 環境の保全の見地から配慮した内容

(2) 環境影響評価の段階

方法書 →p.13

- 1 環境影響評価に関する事項
 - (1) 事業者の氏名及び住所
 - (2) 対象事業の名称、目的及び内容
 - ① 対象事業の名称及び種類
 - ② 対象事業の目的、必要性、事業計画を概ね特定した経緯
 - ③ 対象事業の内容
 - ・ 対象事業の実施予定地
 - ・ 事業計画の概要及び諸元
 - ・ 工事実施計画の概要
 - (3) 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容
 - (4) 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況
- 2 環境影響評価
 - (1) 対象事業に係る環境影響評価の項目
 - ① 環境に影響を及ぼす行為・要因の把握
 - ② 影響を受ける環境要素の抽出
 - ・ 抽出した理由、しなかった理由
 - (2) 調査、予測及び評価の手法
 - ① 調査及び予測
 - ② 環境の保全のための措置の検討
 - ③ 評価
- 3 環境影響評価の手続に関する事項
 - (1) 環境影響評価の手順及び方法書作成までの経緯
 - (2) 配慮書に対する意見と見解
 - ① 配慮書についての環境の保全の見地からの意見（市民意見）の概要及び事業者の見解
 - ② 配慮意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

準備書 →p.14

- 1 環境影響評価に関する事項
 - (1) 事業者の氏名及び住所
 - (2) 対象事業の名称、目的及び内容
 - (3) 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容
 - (4) 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況
 - (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目
- 2 環境影響評価
 - 環境影響評価の手法及び結果
 - ・ 調査・予測
 - ・ 環境の保全のための措置・評価
- 3 総合評価
 - 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 4 事後調査に関する事項
 - ・ 調査項目 ・ 調査地点
 - ・ 調査時期 ・ 調査方法
- 5 環境影響評価の手続に関する事項
 - (1) 環境影響評価の手順及び準備書作成までの経緯
 - (2) 配慮書に対する意見と見解
 - (3) 方法書に対する意見と見解
 - ① 方法書についての環境の保全の見地からの意見（市民意見）の概要及び事業者の見解
 - ② 方法意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- 6 業務委託先※

見解書

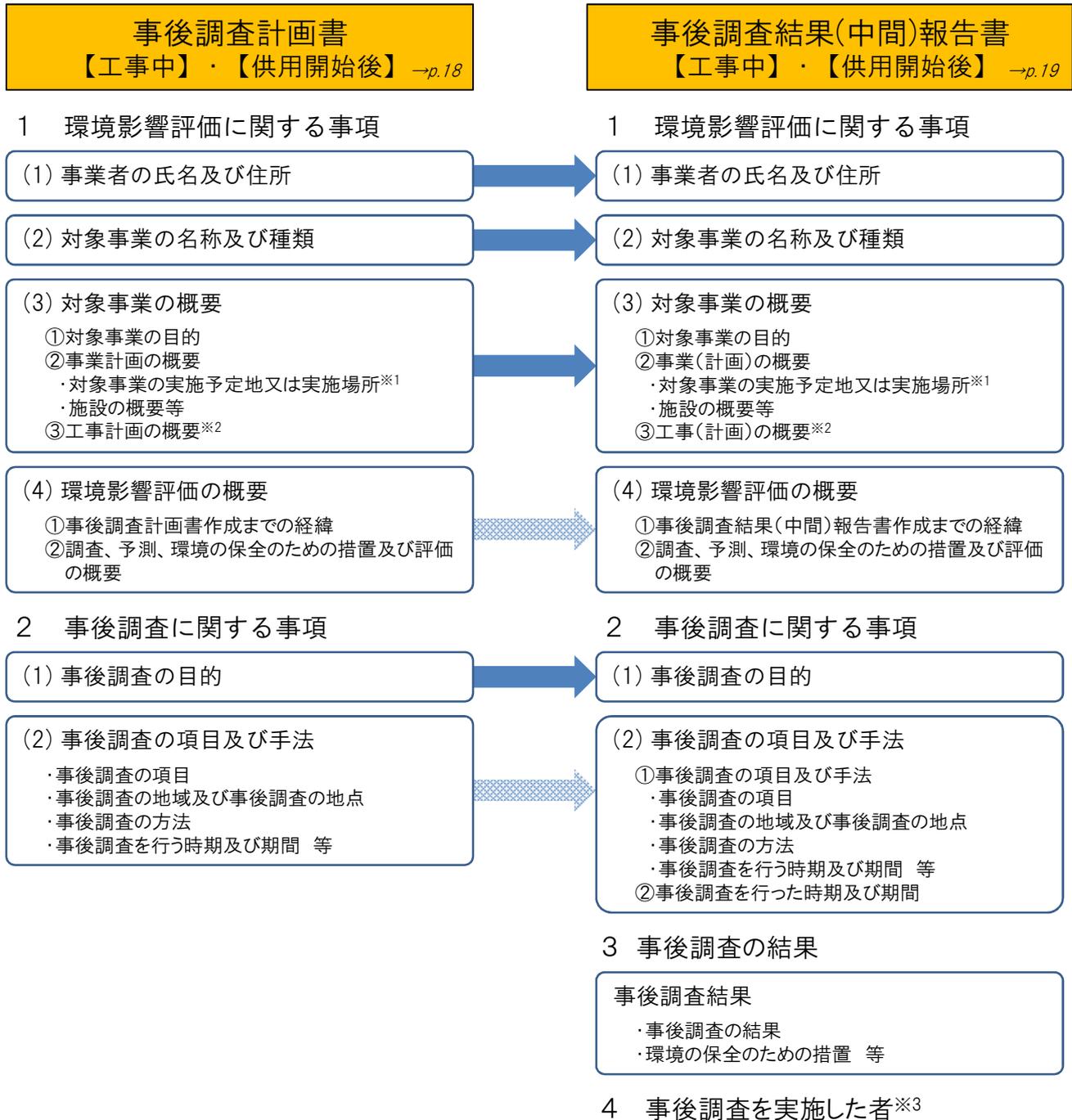
- 1 事業者の氏名及び住所
- 2 対象事業の名称
- 3 準備書についての市民意見の概要及び事業者の見解

評価書 →p.17

- 1 環境影響評価に関する事項
 - (1) 事業者の氏名及び住所
 - (2) 対象事業の名称、目的及び内容
 - (3) 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容
 - (4) 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況
 - (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目
- 2 環境影響評価
 - 環境影響評価の手法及び結果
 - ・ 調査・予測
 - ・ 環境の保全のための措置・評価
- 3 総合評価
 - 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 4 事後調査に関する事項
 - ・ 調査項目 ・ 調査地点
 - ・ 調査時期 ・ 調査方法
- 5 環境影響評価の手続に関する事項
 - (1) 環境影響評価の手順及び評価書作成までの経緯
 - (2) 配慮書に対する意見と見解
 - (3) 方法書に対する意見と見解
 - (4) 準備書に対する意見と見解
 - ① 準備書についての市民意見の概要及び事業者の見解
 - ② 公聴会における意見の概要及び事業者の見解
 - ③ 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- 6 業務委託先※

※ 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合に記載

(3) 事後調査の段階



※1 工事着手前又は工事中は実施予定地、工事完了後は実施場所を記載

※2 事後調査計画書【工事中】又は事後調査結果(中間)報告書【工事中】に記載

※3 事後調査を事業者以外の者に行かせた場合(業務を委託した場合は除く)に記載

4 図書の提出

(1) 提出方法

図書及び電磁的記録（電子データ）を提出する際には、以下の様式を参考とした提出書を添付してください。

<提出書例>

| |
|--|
| 令和 年 月 日 |
| (宛先) 名古屋市長 |
| (提出者) 所在地 事業者名称 代表者氏名 |
| 事業の名称（に係る）環境影響評価書の提出について |
| 名古屋市環境影響評価条例第 23 条の規定に基づき、別添のとおり環境影響評価書を提出します。 |
| (連絡先) |

(2) 提出部数

図書を提出するときは、以下の部数の写しを併せて提出してください。なお、部数は目安であり、事業により増減があります。

| 図書等の名称 | 部数 |
|----------------------|-----|
| 配慮書 | 80 |
| 配慮書のあらまし※ | 150 |
| 方法書 | 80 |
| 方法書要約書 | 80 |
| 方法書のあらまし※ | 150 |
| 準備書 | 60 |
| 準備書要約書 | 80 |
| 準備書のあらまし※ | 150 |
| 見解書 | 80 |
| 評価書 | 30 |
| 事後調査計画書（工事中） | 20 |
| 事後調査結果（中間）報告書（工事中） | 50 |
| 事後調査計画書（供用開始後） | 20 |
| 事後調査結果（中間）報告書（供用開始後） | 50 |

※「あらまし」を作成した場合

(3) 電子データについて

図書の提出時には、当該図書に係る電子データを併せて提出してください。なお、電子データの作成に当たっては、以下の事項に留意してください。

○提出媒体、ファイル形式

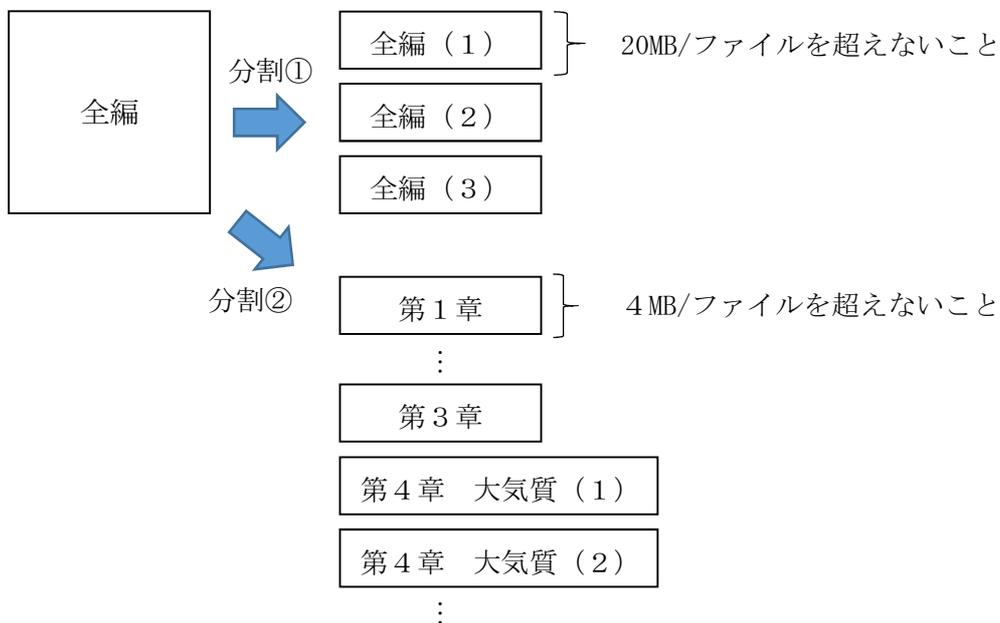
提出する電磁的記録はCD-R等の光ディスクとし、レーベル面に図書名・事業者名を示す。ファイルはPDF形式とする。

○ファイルの分割

図書全編のデータとともに章ごと、環境要素ごとに分割したデータを提出する。

①図書全編のデータについては、1ファイルの容量が20MBを超えないように分割する。

②章ごと、環境要素ごとに分割したデータについては、1ファイルの容量が4MBを超えないように分割する。



○図の解像度

図については、ウェブサイト画面の表示時においても読み取りができる解像度とする。

○本市公式ウェブサイトへの掲載

本市公式ウェブサイトにおいて、縦覧開始後から一定期間（手続終了後概ね10年間）掲載するため、データについては、アクセシビリティ確保のためのフォントを埋め込み（テキスト情報を入れ込む）、また、印刷や公開期間等に制限をかけないものとする。

なお、掲載するデータは、改変等、不正な行為が行われないよう本市において保護を行う。

(4) 提出年月日

本市は、図書の提出を受けたときは、当該図書の縦覧や環境の保全の見地からの意見の提出方法等について告示し、本市公式ウェブサイト等で公表します。告示・公表手続には相当期間を要する場合がありますので、事業者は、図書の提出年月日についてあらかじめ本市と調整してください。

5 図書作成の共通の留意事項

(1) 図書の形態等について

図書については、以下の事項を参考にして作成してください。

【基本的事項】

- ・用紙：A4判、縦長を基本とし、それ以外を使用する場合は折込み等を行う。
- ・書式：横書きとする（図表等に用いる文字は横書きに限らない）。
- ・綴り方：図書の綴りは、左閉じとする。
- ・表紙：表紙の紙質は厚紙等、耐久性のあるものとする（簡易製本も可）。
表紙には、表題「事業の名称（に係る）関係図書の種類」、対象事業の種類、提出年月及び事業者名を記載し、また、背表紙を付ける場合も同様の項目を記載する。

<背表紙イメージ>

〔表題〕
〔事業の種類〕
〔提出年月〕
〔事業者名〕

<表紙イメージ>

〔表題〕
事業の名称（に係る）
環境影響評価方法書
〔事業の種類〕
（○○○○○○）
〔提出年月〕
令和 年 月
〔事業者名〕
○○○○○○○○○○○○○○○○

- ・印刷：印刷は、両面印刷を基本とする。ただし、A4判以外の大きさの用紙を用いる場合はこれに限らない。
- ・章区分：検索を容易にするため、章ごとに色紙の挟み込みなどを行う。
- ・頁番号：ページ番号は、原則として通しで記載し、見開きの右側を奇数ページとする。章ごとにページ番号を記載する場合にも、通しのページ番号を併記する。

【図書の分冊】

○本編、資料編の区分

図書が必要以上に厚くならないよう記載内容を精査する。ページ数が相当数に上る場合は、資料の分冊化を行い、「本編」・「資料編」とする。資料編には以下の事項等を示す。

- ・ 現況調査等の結果の詳細、予測の条件や結果の詳細
- ・ 関係する法令等の内容
- ・ 一般的に入手困難な論文等

なお、資料編の構成は本編の構成に対応させる。本編には資料編の対応ページを、資料編には本編の対応ページを示す。

【その他】

○作成根拠の記載

図書の冒頭には、「はじめに」などとして、以下のように作成の根拠となる事項を示す。

<「はじめに」の記載例>

はじめに

本環境影響評価準備書は、名古屋市環境影響評価条例（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき環境影響評価方法書に対する市長の意見等を考慮して選定した項目並びに調査、予測及び評価の手法により、対象事業に係る環境影響評価を行った結果を取りまとめたものである。

(2) 図表、文章等について

図書内で使用する図表、文章等については、以下の事項に留意してください。

【地図、図表等】

○図の使用

図については、必要に応じてカラーを活用する。ただし、ユニバーサルデザインにも配慮し、配色等には十分に注意する。

○図表のタイトル

図番号、図タイトルは当該図の下側に、表番号、表タイトルは当該表の上側に示す。図表番号は章番号等と関連付ける。

○図の縮尺、表示範囲

配置図などの図面は、予測・評価などに必要な縮尺で、かつ鮮明で見やすいものを掲載する。また、出来る限り上側を北方向とし、図面中に方角を明示する。

各地図は出来る限り表示範囲を統一し、調査地域（事業の実施により環境に影響を及ぼすおそれがある範囲）全体が表示されるようにする。

○図表の引用

前掲の図表を引用する場合には、該当ページ・図番号・図タイトルを記載することにより省略することができる。ただし、後掲は避ける。

○著作物の引用

図書作成者以外の者が著作権を有する地図、写真、図形等の著作物であり、著作権法上の権利侵害の確認が必要なものについては、当該著作権者から引用及びウェブサイト上での公開についての許諾を得、その旨を図書に記載する。

【文章等】

○書式等の統一

書式（フォント、文字の大きさ等）は図書内で統一する。ただし、見出し及び図表タイトルは本文とフォントを変えるなどして、見やすくする。

○専門用語の補足説明

図書に記載した専門用語は、巻末の用語集等において説明を行う。また、参考文献を利用した場合は、使用した既存資料等の出典を示す。

○文章表現について

「わずか」、「やや」、「かなり」などの抽象的な表現は原則として使用しない。

やむを得ず使用する場合は、図書の全体を通して統一基準を用いるように努め、あいまいな表現及び恣意的な表現は避ける。

○著作物の引用

地図、図表等と同様に必要に応じて許諾を得、その旨を図書に記載する。

6 図書別の留意事項

(1) 配慮書

[解説書p.4～19参照]

配慮書段階の図書の作成に当たっては、以下の事項に留意してください。

配慮書の構成

1 計画段階配慮に関する事項

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
 - ①対象事業の名称及び種類
 - ②対象事業の目的、必要性、複数案の検討の経緯
 - ③対象事業の内容
 - ・対象事業の実施想定区域
 - ・事業計画の概要及び諸元
 - ・工事実施計画の概要
- (3) 対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況
 - ①自然的状況
 - ②社会的状況
- (4) 対象事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法
 - ①環境に影響を及ぼす行為・要因の把握
 - ②計画段階配慮事項の抽出
 - ・抽出した理由
 - ③調査、予測及び評価の手法

2 計画段階配慮

- (1) 調査、予測及び評価の結果
 - ・調査
 - ・予測
 - ・評価
- (2) 対象事業に係る計画段階配慮の総合的な評価
- (3) 環境の保全の見地から配慮した内容

【対象事業の目的、必要性、複数案の検討の経緯】

○目的及び内容

事業計画については、市民等が事業内容を具体的にイメージできる表現に努め、可能な限り詳細に示す。

○複数案の検討の経緯

事業計画において、事業実施想定区域、施設の規模、配置、構造、形状、施工方法のどの段階までが確定しているかを明示するとともに、配慮書に記載された複数案の設定に至るまでの検討の経緯を記載する。

【対象事業の内容】

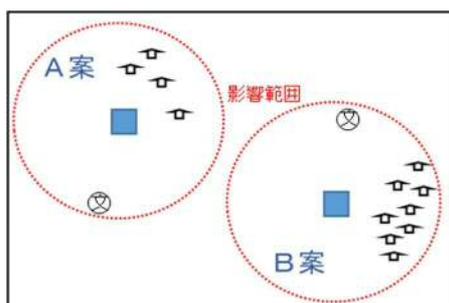
○複数案の記載

複数案の内容は「③対象事業の内容」に記載する。複数案の内容に合わせて、適切な箇所を選択し、その詳細について記載すること。

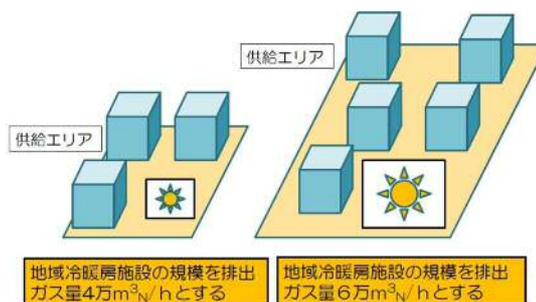
事業の内容について、複数案間の相違点がイメージしやすいよう、以下のように簡易な図等を用いて分かりやすく示す。

<複数案の記載例>

①事業実施想定区域



②施設の規模



【対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況】

○地域概況の記載方法

配慮書の地域概況においては、自然的状況や社会的状況、考慮すべき要素について、簡潔に取りまとめて記載する。また、単に地域環境の概況に係る情報を列記するのではなく、当該地域において重視すべき環境要素等が理解できるよう、論理的かつ分かりやすい表現に努める。

○事業実施想定区域の複数案を設定した場合

対象事業の実施想定区域の複数案を設定した場合には、それぞれの場所について、複数案間の相違点を把握するために地域特性を整理する。

○写真等の掲載

地域概況として、事業実施想定区域周辺の状況をより正確に把握できるよう、航空写真や周辺の現況写真を掲載する。

【計画段階配慮事項の抽出】

○抽出すべき環境要素

重大な影響のおそれがある環境要素を抽出し、計画段階配慮事項とする。技術指針「別表 3」から該当する部分を抜粋し、整理して記載する。重大な影響のおそれがある環境要素について複数案間で差がない場合には、影響の程度に差があると想定される環境要素についても抽出し、区別して整理する。

<計画段階配慮事項の記載例>

| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 存在・供用時 | |
|---------|------------|--------|-------|
| | 細区分 | 施設の存在 | 施設の供用 |
| (1)騒音 | 施設の稼働による騒音 | | ◎ |
| (2)振動 | 施設の稼働による振動 | | ◎ |
| (3)景観 | | ○ | |

◎：重大な影響のおそれがあるもの ○：重大な影響のおそれはないが、複数案間で差があるもの

【調査、予測及び評価の手法】

○簡易な手法による予測

配慮書段階においては、原則として比較的簡易な手法により予測、評価を行う。理論に基づく計算や解析等により定量的に予測する手法あるいは既存の事例や学術文献を参考として定性的に予測する手法により行うことができる。

【調査、予測及び評価の結果】

○評価の記載方法

複数案間の相対的な評価と併せて、「環境影響の回避・低減の観点」、「国又は名古屋市等による環境保全施策との整合性の観点」からの評価を記載する。

【対象事業に係る計画段階配慮の総合的な評価】

○総合的な評価の記載方法

総合的な評価は、計画段階配慮事項ごとの評価の結果を一覧表にまとめて整理する。各案について、長所、短所の検討を行い、複数案の総合的な比較評価を示す。

＜総合的な評価の記載例＞

| 計画段階配慮事項 | A案 | B案 |
|----------|--------------------------------|--------------------------------|
| (1)騒音 | ○ | △ |
| (2)振動 | ○ | △ |
| (3)景観 | △ | ○ |
| 長所 | 近接住居までの距離がB案より遠く、騒音・振動の影響が小さい。 | 主要な眺望点における景観への影響がA案より小さい。 |
| 短所 | 主要な眺望点における景観への影響がB案より大きい。 | 近接住居までの距離がA案より近く、騒音・振動の影響が大きい。 |

○環境配慮の方向性

複数案の総合的な比較評価の結果を踏まえて、それぞれの案について、環境影響を回避又は低減するための方向性について、事業者の見解を記載する。

【環境の保全の見地から配慮した内容】

○環境配慮方針の記載

計画段階配慮の総合的な評価を踏まえて、環境影響を回避又は低減するための環境配慮方針を示す。環境配慮方針は、環境配慮事項（技術指針「別表5」）のうちから抽出し、①事業実施想定区域の立地及び土地利用に際しての配慮、②建設作業時を想定した配慮、③施設の存在・供用時を想定した配慮の3段階に分けて整理する。また、各段階においては、複数案間で共通するものと各案個別のものを区別して示す。

＜環境配慮方針の記載例＞

1. 事業実施想定区域の立地及び土地利用に際しての配慮

| 環境配慮事項 | | | 内容 |
|---------|--------------|----------------|---|
| 自然環境の保全 | 地下水・土壌・地盤・地形 | 地形等の改変による影響の防止 | <A案> ・地形、地盤等の改変による周囲への影響の防止に留意した土地利用とする。 |
| 生活環境の保全 | 環境汚染 | 公害の防止 | <共通> ・大気汚染、騒音、振動等による周辺環境への影響の防止に… |
| | 日照障害・電波障害等 | 日照障害及び電波障害等の防止 | <B案> ・事業に伴い発生する日照障害及び電波障害等による周辺環境への影響の… |

2. 建設作業時を想定した配慮

| 環境配慮事項 | | | 内容 |
|--------|---|---|----|
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |

方法書段階の図書の作成に当たっては、以下の事項について留意してください。

| 方法書の構成 | |
|--------|---|
| 1 | 環境影響評価に関する事項 |
| (1) | 事業者の氏名及び住所 |
| (2) | 対象事業の名称、目的及び内容 |
| | ①対象事業の名称及び種類 |
| | ②対象事業の目的、必要性、事業計画を概ね特定した経緯 |
| | ③対象事業の内容 |
| | ・対象事業の実施予定地 |
| | ・事業計画の概要及び諸元 |
| | ・工事実施計画の概要 |
| (3) | 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容 |
| (4) | 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況 |
| 2 | 環境影響評価 |
| (1) | 対象事業に係る環境影響評価の項目 |
| | ①環境に影響を及ぼす行為・要因の把握 |
| | ②影響を受ける環境要素の抽出 |
| | ・抽出した理由、しなかった理由 |
| (2) | 調査、予測及び評価の手法 |
| | ①調査及び予測 |
| | ②環境の保全のための措置の検討 |
| | ③評価 |
| 3 | 環境影響評価の手續に関する事項 |
| (1) | 環境影響評価の手順及び方法書作成までの経緯 |
| (2) | 配慮書に対する意見と見解 |
| | ①配慮書についての環境の保全の見地からの意見（市民意見）の概要及び事業者の見解 |
| | ②配慮意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解 |

【対象事業の名称、目的及び内容】

○事業計画を概ね特定した経緯

複数案の検討結果、現在の事業計画に至るまでの検討経緯について、意思決定の過程が明確に分かるように詳細に示す。

【対象事業に係る環境影響評価の項目】

○環境影響評価項目の抽出

技術指針「別表 3」を用いて、事業の実施により影響を受けると想定される環境要素に影響要因ごとに抽出し、表形式で整理する。

○抽出、非抽出の理由の記載

環境影響評価の項目として抽出した理由と併せて、抽出しなかった項目についてもその理由を記載する。

【調査、予測及び評価の手法】

○調査、予測の内容の記載

調査・予測の方法、時期、地点等の詳細な内容を表にするなど、理解しやすいよう適切に整理して示す。

【配慮書に対する意見と見解】

○意見に対する見解の記載方法

市民意見及び市長意見とそれに対する事業者の見解は、以下のように見開きページ等で示す。

<意見の概要及び事業者の見解の記載例>

| 項目 | 意見の概要 | 事業者の見解 | 対応頁 |
|-----|--|--|-------------------|
| 大気質 | 見開き左側のページに市民意見の概要や市長意見による指摘事項を示す。 環境影響評価の項目ごとに分けるなど、記載内容が見やすいように整理する。 | 見開き右側のページには意見に対する事業者の見解を示す。 また、意見の内容に該当するページや意見を踏まえて修正したページ番号を示す。 | p. 218～ p. 225 |
| 騒音 | | | p. 252 |

準備書段階の図書の作成に当たっては、以下の事項について留意してください。

準備書の構成

- 1 環境影響評価に関する事項
 - (1) 事業者の氏名及び住所
 - (2) 対象事業の名称、目的及び内容
 - (3) 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容
 - (4) 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況
 - (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目
- 2 環境影響評価

環境影響評価の手法及び結果

 - ・調査 ・予測
 - ・環境の保全のための措置 ・評価
- 3 総合評価

対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 4 事後調査に関する事項
 - ・調査項目 ・調査地点
 - ・調査時期 ・調査方法
- 5 環境影響評価の手続に関する事項
 - (1) 環境影響評価の手順及び準備書作成までの経緯
 - (2) 配慮書に対する意見と見解
 - (3) 方法書に対する意見と見解
 - ①方法書についての環境の保全の見地からの意見（市民意見）の概要及び事業者の見解
 - ②方法意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- 6 業務委託先[※]

※ 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合に記載

【対象事業の名称、目的及び内容】

○目的及び内容

準備書段階における事業計画は、計画策定の進捗に応じて、配慮書、方法書段階よりも具体化した内容を示す。特に工事計画については、工種ごとや月単位で示すなど出来る限り詳細に示す。

【環境影響評価の手法及び結果】

○記載する順序

- ①各環境要素を技術指針「別表 3」に記載されている順序で記載する。
(例：「大気質」⇒「悪臭」⇒「風害」…)
- ②各環境要素を影響要因の細区分ごとにまとめる。影響要因については、「工事中」、「存在・供用時」の順に示す。
(例：「建設機械の稼働」⇒「工事関係車両の走行」⇒「施設の稼働」…)
- ③各環境要素の細区分ごとにまとめる。
(例：「二酸化窒素」⇒「浮遊粒子状物質」)

全体の記載例については以下のとおり。

<区分別の記載例>

大気質

- 1 建設機械の稼働
 - 1-1 粉じん
 - 1-2 二酸化窒素
 - 1-3 浮遊粒子状物質
- 2 工事関係車両の走行
 - 2-1 二酸化窒素
 - 2-2 浮遊粒子状物質
- 3 施設の稼働
 - 3-1 二酸化窒素
 - 3-2 浮遊粒子状物質
- 4 施設関連車両の走行
 - 4-1 二酸化窒素
 - 4-2 浮遊粒子状物質

○予測結果の表記方法（表）

事業実施による環境影響の程度を理解しやすいものとするため、調査、予測の結果を表形式でまとめる。表には規制基準値や環境基準等の目安となる指標を併記し、基準等を満たしていない箇所については網掛け等を行う。

また、道路交通騒音・振動等、端数処理後の数値の比較では事業実施による環境への影響の程度を詳細に把握できない場合は、端数処理前の数値を括弧書きにて併記する。

<予測結果の記載例>

単位：dB(A)

| 予測地点 | | 現況騒音レベル | 供用時騒音レベル | 増加分 | 環境基準 |
|------|----|-----------|-----------|---------|-------|
| 地点A | 平日 | 65 (65.0) | 65 (65.2) | 0 (0.2) | 70 以下 |
| | 休日 | 64 (63.6) | 64 (63.9) | 0 (0.3) | |
| 地点B | 平日 | 50 (50.0) | 50 (50.2) | 0 (0.2) | |
| | 休日 | 47 (47.4) | 48 (47.6) | 1 (0.2) | |
| 地点C | 平日 | 66 (65.7) | 66 (66.1) | 0 (0.4) | 65 以下 |
| | 休日 | 63 (62.5) | 63 (63.0) | 0 (0.5) | |

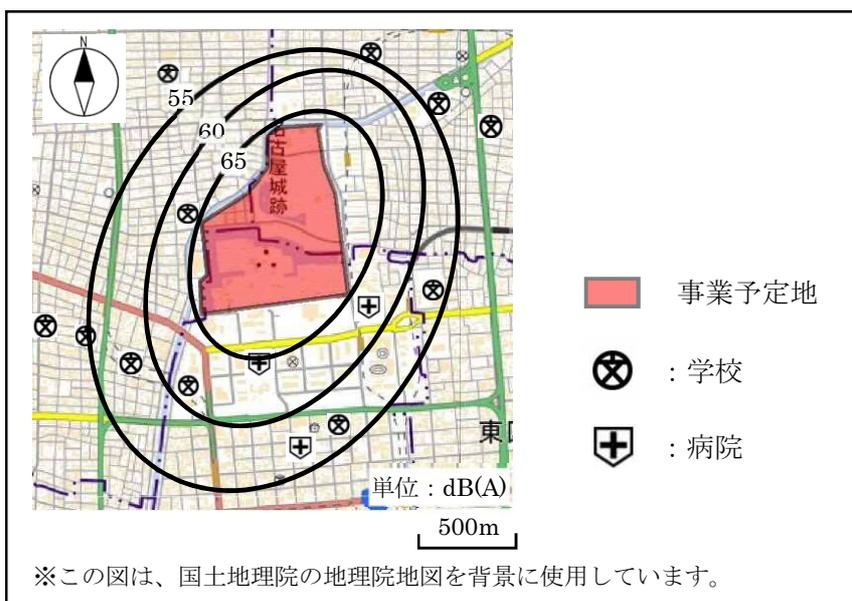
注：()内の数値は、端数処理前の数値を示す。

○予測結果の表記方法（図）

調査、予測の結果を地図上に示す場合には敷地境界や工事範囲を示す。また、詳細が確認できるよう必要に応じて、その周辺を拡大したもの等を示す。

なお、予測結果を示した図（コンター図）等には特に環境上の配慮が必要であると考えられる施設（学校、病院等）の位置を適宜、明示する。

<予測結果の記載例>



○環境の保全のための措置

環境の保全のための措置のうち、予測の前提とした事項と予測結果を受けて検討した事項を区別して明記する。このうち、環境の保全のための措置を実施した場合の効果を具体的に明示できる事項については、その数値等を記載する。

また、事業者以外の者が行う環境の保全のための措置を見込む場合は、評価において記載する。

(例：建設機械の稼働による騒音において、低騒音型建設機械の導入による騒音の低減効果について定量的に記載)

○評価の目安の記載

規制基準や環境基準等の目安となる指標がない環境影響評価の項目については、事業実施による環境影響の程度を客観的に理解できるよう、評価において類似事例との比較等の目安となる数値を示すことが望ましい。

【対象事業に係る環境影響の総合的な評価】

○総合的な評価の記載

各環境影響評価項目の予測結果や環境保全措置の内容を踏まえて、事業実施による総合的な環境影響の程度について言及する。また、各環境影響評価の項目間の環境保全措置の実施による相互影響等についても記載する。

【事後調査に関する事項】

○事後調査の記載内容

影響が軽微である項目を含めて準備書において調査、予測した全ての環境影響評価項目から必要な調査項目を選定し、調査の方法・場所・時期について簡潔に示す。

(4) 評価書

[解説書 p.30～43、45、46 参照]

評価書段階の図書の作成に当たっては、以下の事項に留意してください。

評価書の構成

- 1 環境影響評価に関する事項
 - (1) 事業者の氏名及び住所
 - (2) 対象事業の名称、目的及び内容
 - (3) 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容
 - (4) 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況
 - (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目
- 2 環境影響評価
環境影響評価の手法及び結果
・調査 ・予測
・環境の保全のための措置 ・評価
- 3 総合評価
対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 4 事後調査に関する事項
・調査項目 ・調査地点
・調査時期 ・調査方法
- 5 環境影響評価の手続に関する事項
 - (1) 環境影響評価の手順及び評価書作成までの経緯
 - (2) 配慮書に対する意見と見解
 - (3) 方法書に対する意見と見解
 - (4) 準備書に対する意見と見解
 - ①準備書についての市民意見の概要及び事業者の見解
 - ②公聴会における意見の概要及び事業者の見解
 - ③審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- 6 業務委託先[※]

【全般的事項】

○市民意見、市長意見への対応

市民意見や市長意見等を踏まえ、準備書の内容を適切に修正する。

○審査会提出資料の反映

審査会に提出した補足資料等を整理し、必要に応じて、その内容を評価書に反映させる。

○修正箇所の明示

準備書からの修正点については、下線を引く等により示す。

○修正理由の明示

予測方法や数値を修正することにより予測結果が変化する場合には、必要に応じて、その理由を示す。

※ 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合に記載

事後調査計画書の作成に当たっては、以下の事項について留意してください。

事後調査計画書の構成

1 環境影響評価に関する事項

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称及び種類
- (3) 対象事業の概要
 - ① 対象事業の目的
 - ② 事業計画の概要
 - ・ 対象事業の実施予定地又は実施場所^{※1}
 - ・ 施設の概要等
 - ③ 工事計画の概要^{※2}
- (4) 環境影響評価の概要
 - ① 事後調査計画書作成までの経緯
 - ② 調査、予測、環境の保全のための措置及び評価の概要

2 事後調査に関する事項

- (1) 事後調査の目的
- (2) 事後調査の項目及び手法
 - ・ 事後調査の項目
 - ・ 事後調査の地域及び事後調査の地点
 - ・ 事後調査の方法
 - ・ 事後調査を行う時期及び期間 等

※1 工事着手前又は工事中は実施予定地、工事完了後は実施場所を記載

※2 事後調査計画書(工事中)に記載

【事後調査の項目及び手法】

○一覧表の作成

評価書に記載した事後調査計画を基に、調査項目、調査方法、調査場所、調査時期を一覧にまとめる。

○図表の活用

必要に応じて図表を用いるなど、当該図書のみで調査場所、調査時期等の情報が明確に分かるように示す。

○調査地域、調査地点の選定

調査地域、調査地点については、原則として、予測地域、予測地点と同一の地域、地点とし、環境影響評価の結果により地域の拡大、地点の追加を検討する。

(6) 事後調査結果報告書・事後調査結果中間報告書(工事中・供用開始後)

[解説書 p.48～50 参照]

事後調査結果報告書・事後調査結果中間報告書の作成に当たっては、以下の事項について留意してください。

事後調査結果(中間)報告書の構成

1 環境影響評価に関する事項

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称及び種類
- (3) 対象事業の概要
 - ①対象事業の目的
 - ②事業(計画)の概要
 - ・対象事業の実施予定地又は実施場所^{※1}
 - ・施設の概要等
 - ③工事(計画)の概要^{※2}
- (4) 環境影響評価の概要
 - ①事後調査結果(中間)報告書作成までの経緯
 - ②調査、予測、環境の保全のための措置及び評価の概要

2 事後調査に関する事項

- (1) 事後調査の目的
- (2) 事後調査の項目及び手法
 - ①事後調査の項目及び手法
 - ・事後調査の項目
 - ・事後調査の地域及び事後調査の地点
 - ・事後調査の方法
 - ・事後調査を行う時期及び期間
 - ②事後調査を行った時期及び期間

3 事後調査の結果

事後調査結果

- ・事後調査の結果
- ・環境の保全のための措置 等

4 事後調査を実施した者^{※3}

- ※1 工事着手前又は工事中は実施予定地、工事完了後は実施場所を記載
※2 事後調査結果(中間)報告書(工事中)に記載
※3 事後調査を事業者以外の者に行わせた場合(業務を委託した場合は除く)に記載

【事後調査の結果】

○環境基準等との比較

環境基準や規制基準が定められている事後調査の項目については、調査結果と比較を行うために当該基準値を併記する。

また、その比較結果に対する事業者の見解を示す。

○予測結果との比較

調査結果と評価書に記載した環境影響評価の結果と比較するため、予測値等を併記する。

また、その比較結果に対する事業者の見解を示す。

○苦情等への対応

対象事業に関連して環境上の苦情があった場合には、寄せられた苦情の内容及びその対応方法についても併せて記載する。

○事後調査結果中間報告書の内容の記載

事後調査結果報告書(工事中・供用開始後)については、過去に事後調査結果中間報告書(工事中・供用開始後)において行った調査結果についても整理して再掲する。

【環境の保全のための措置】

○環境の保全のために講じた対策

評価書に記載した環境保全措置だけでなく、事後調査結果を踏まえて追加で行った措置も含め、講じた全ての対策の内容、位置、効果等について図表等を活用して具体的に記載する。

【要約書の作成】

方法書、準備書の作成に当たっては、それぞれ内容を要約した書類（要約書）の作成が必要です。要約書は、方法書又は準備書と併せて縦覧に供します。

要約書の作成に当たっては、図表を活用するなど、市民に理解されやすいものとなるよう配慮し、以下の事項を中心に要約して記載してください。

○方法書の要約書

「対象事業の目的・内容」

「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」

○準備書の要約書

「対象事業の目的・内容」

「環境影響評価の結果」

「事後調査に関する事項」

【あらしの作成】

配慮書、方法書、準備書の周知方法として、図書の概要を平易に記載したパンフレット形式の「あらし」を活用する場合は、以下の事項に留意して作成してください。

○あらしの作成

- ・記載する事項は、十分に精査し、情報が多くなりすぎないようにする。
- ・閲覧、説明会（開催日時、場所等）、縦覧や意見提出方法について記載する。
- ・図表を活用するなど、市民に理解されやすいものとなるよう配慮する。
- ・記載内容については、図書における対応ページを記載する。

名 称 名古屋市環境影響評価条例関係図書作成等の手引

発 行 名古屋市環境局

編 集 環境局地域環境対策部地域環境対策課

発行年月 令和3年6月